

12240P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

40

酒 税 法



理論マスター



令和9年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

はじめに

これまでの本試験の理論問題の出題分析から、出題の可能性の高い分野を厳選した上で、条文に忠実に表現しつつ、受験生が覚えやすい表現に改めるなどの工夫を加えて収録した。また、本試験で関連規定とともに問われる趣旨についても合格点を取るために十分な内容のものを収録した。

なお、総合、応用理論対策として、過去本試験の理論問題の解答を収録することにより、本書でマスターした個別理論のまとめ方等を示した。

言うまでもなく、税法の理論問題を解答するに当たって、自己流の作文理論では合格点を取ることは難しい。本書を完璧にマスターすることにより、一人でも多くの受験生が酒税法合格の栄冠を勝ち取られんことを願ってやまない。

(本書は令和8年7月までの施行法令に準拠している。)

T A C 税理士講座

凡 例	
法	酒税法
令	酒税法施行令
規	酒税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
解通	法令解釈通達
引 用 例	
法6の3①一	酒税法第6条の3第1項第1号

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

CONTENTS

目 次

厳選個別理論

テーマ１：納税義務の成立

1-1	納税義務の成立	4
-----	---------	---

テーマ２：製造免許及び販売業免許

2-1	酒類の製造免許	8
2-2	酒母又はもろみの製造免許	12
2-3	酒類の販売業免許	14
2-4	製造免許等の欠格要件	18
2-5	必要な行為の継続等	20

テーマ３：免 税

3-1	未納税移出	24
3-2	未納税引取	28
3-3	輸出免税	30
3-4	外航船等に積み込む酒類の免税等	32
3-5	輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税	34

テーマ４：税額控除

4-1	酒税額の控除等	38
4-2	被災酒類の酒税額の控除等	40

テーマ５：申告及び納付等

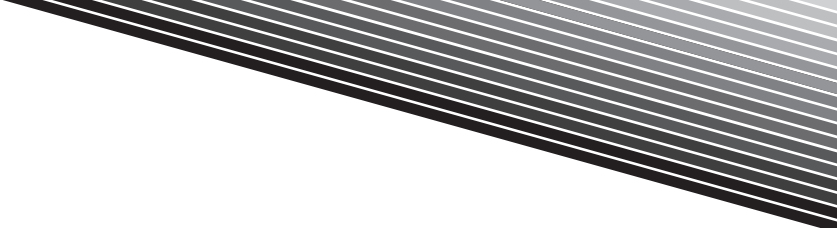
5-1	移出酒類についての申告及び納付等	44
5-2	引取酒類についての申告及び納付等	48
5-3	納期限の延長	50

テーマ６：その他

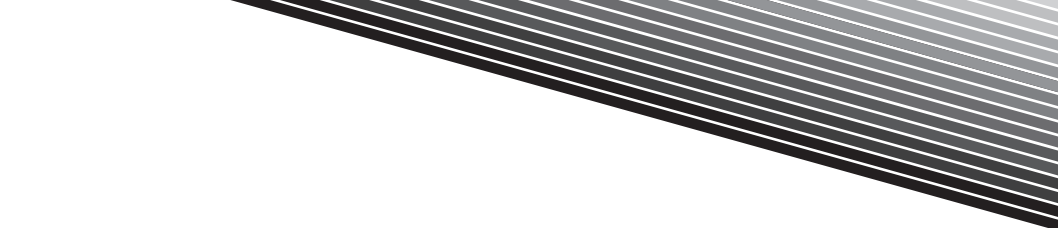
6-1	みなし製造	54
6-2	納税の担保	60
6-3	原料用酒類の移出の禁止	62
6-4	酒母又はもろみの処分又は移出の禁止	64
6-5	酒類製造者等の受忍義務	66
6-6	酒類の定義等	70

過去本試験理論問題

第31回・昭和56年度	78
第32回・昭和57年度	80
第33回・昭和58年度	82
第34回・昭和59年度	84
第35回・昭和60年度	86
第36回・昭和61年度	(改正により削除された規定に関する出題のため省略)
第37回・昭和62年度	88
第38回・昭和63年度	90
第39回・平成元年度	94
第40回・平成2年度	95
第41回・平成3年度	96
第42回・平成4年度	100
第43回・平成5年度	102
第44回・平成6年度	104
第45回・平成7年度	105
第46回・平成8年度	106
第47回・平成9年度	109
第48回・平成10年度	110
第49回・平成11年度	114
第50回・平成12年度	116
第51回・平成13年度	120
第52回・平成14年度	124
第53回・平成15年度	128
第54回・平成16年度	132
第55回・平成17年度	136
第56回・平成18年度	140
第57回・平成19年度	144
第58回・平成20年度	148
第59回・平成21年度	152
第60回・平成22年度	156
第61回・平成23年度	158
第62回・平成24年度	162
第63回・平成25年度	166
第64回・平成26年度	168
第65回・平成27年度	172
第66回・平成28年度	176
第67回・平成29年度	178
第68回・平成30年度	182
第69回・令和元年度	186
第70回・令和2年度	190
第71回・令和3年度	194
第72回・令和4年度	198
第73回・令和5年度	202
第74回・令和6年度	206
第75回・令和7年度	210



嚴選個別理論



テーマ1

納税義務の成立

1-1

納税義務の成立

〔ランクA〕

■趣 旨■

重要度○

酒税を最終的に負担する者は、その酒類を飲用する消費者である。したがって、その課税方式は、消費税本来の建前からいえば、できるだけ最終消費に近い時点をとらえることが望ましい。しかし、徴税技術の点から、酒税法では、酒類の生産、販売、消費の各段階の中で関係者の最も少ないものとして、国産酒類については酒類の製造者を、輸入酒類については酒類引取者を酒税の納税義務者とし、それぞれ、酒類を製造場から移出した時又は保税地域から引き取った時をとらえて納税義務を発生させることにしている。

また、酒税法ではこのほかに、酒税の確保を図る必要から、例外的な措置として、製造場からの移出又は保税地域からの引取りそのものではない場合であっても、移出又は引取りとみなして納税義務を発生させることにしている。

なお、酒税法の規定に違反した場合には、製造場からの移出に該当せず、移出とみなす規定もないが、納税義務の成立の原則に対する例外として、納税義務が発生するものとして、直ちにその酒税が徴収され、罰則に処せられることになる。

1. 納税義務者の原則（法6）

重要度◎

- (1) 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。
- (2) 酒類を保税地域から引き取る者は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。

2. 移出又は引取り等とみなす場合（法6の3）

重要度◎

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その該当することとなった時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。
 - ① 酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用に付き、その製造者の責めに帰することができるとき。

- ② 酒類の製造免許に付された期限が経過した場合もしくは酒類等の製造免許が取り消された場合又は酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合において、その取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等がその製造場に現存するとき。

ただし、その期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しと同時に必要な行為の継続の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

- ③ 酒類等の製造免許を強制的に取り消された者が必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

- ④ 酒類等の製造場に現存する酒類等が滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

ただし、未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場からその酒類を移出する場合を除く。

- (2) 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者をその酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。
- (3) 酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。
- (4) 酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなす。
- (5) 酒母又はもろみについて(1)から(4)までの規定の適用があった場合においては、その酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

3. 収去酒類の非課税（法6の4、令10）

重要度○

次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、その酒類には、酒税を課さない。

- (1) 食品衛生法の規定により収去される酒類
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により収去される酒類
- (3) 食品表示法の規定により収去される酒類

4. 酒税法の規定に違反した場合の納税義務の成立及び罰則（法54①②⑤⑥、56①五③、58①五・六・七・八②～④）

重要度○

次のいずれかに該当する場合には、酒税法の規定に違反したことにより、直ちにその酒税を徴収する。

ただし、(1)又は(2)の場合において、没収された酒類等には、酒税を課さない。

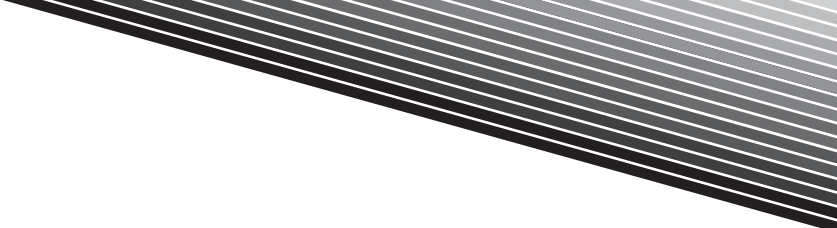
また、(1)、(2)、(5)又は(6)の場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなす。

- (1) 酒類等の製造免許を受けないで、酒類等を製造した場合又は酒類等の製造に着手してこれを遂げない場合。（10年以下の拘禁刑又は原則100万円以下の罰金）
- (2) 法令において認められる場合のほか、製造免許を受けない者の製造した酒類等又は輸入した酒類等で関税法の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合において、酒類等の製造者が判明しないとき。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- (3) 酒類製造者が担保を提供し、もしくは納税の担保として酒類の保存につき承認を受けるまで容器に封を施された酒類又は納税の担保としての保存酒類を処分し、又は製造場から移出した場合。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- (4) 酒類製造者が製造免許を受けないで製造した原料用酒類を承認を受けないで製造場から移出した場合。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- (5) 酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを承認を受けないで処分し、又は製造場から移出した場合。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- (6) 酒母又はもろみの製造者が不可飲処置の命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した場合。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

5. 用語の意義

重要度○

- (1) 酒類等とは、酒類又は酒母もしくはもろみをいう。
- (2) 酒類製造者とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。



テーマ2

製造免許及び販売業免許

2-1 酒類の製造免許

〔ランクA〕

■趣 旨■

重要度○

酒類に課されている酒税は高率であり、その税額は我が国の租税収入の中でも重要な地位を占めていることから、酒類の製造に何らの制限を設けず全く自由にしておくと、経営の基礎の薄弱な者が製造者になったり、また、製造者が乱立して生産過剰となり、値引乱売等による過当競争が行われるなどして、その結果、酒税の確保が困難となるおそれが生じてくる。そこで、酒税の確保を図るために、不適格者を排除し、また、製造者の乱立を来さないようにする必要があることから、酒類の製造については、免許制度が採られている。

1. 酒類の製造免許（法7①）

重要度◎

(1) 製造免許の取得義務

酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の製造免許を受けなければならない。

(2) 製造免許を要しない場合

酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場においてその酒類の原料とするため製造する酒類については、製造免許を要しない。

2. 法定製造数量

重要度◎

(1) 趣 旨

製造数量の最低限度を設けていないとすると、弱小の酒類製造者が乱立し、限度を超えた販売競争が行われて酒類業界の安定を欠くことになり、酒税の確保に支障が生ずるおそれがある。また、国民の保健衛生上、弱小の酒類製造者に酒類の品質を一定水準以上に保つことを期待することは難しい場合がある。さらに、酒税の検査取締りの上からも手数を要することになる。このような理由から、酒類の製造免許は、製造数量に最低限度を設け、企業として一般的に採算の採れる程度以上の経営規模の者に限ってこれを付与することにし、酒税の確保等に支障が生じないようにしている。

なお、特定の酒類につき、その他の種類の酒類と併せて製造する場合において、製造する酒類の原料、製造方法又は使用する製造設備等について密接な関係を有するときや酒類の製造を業としない試験製造の場合については、製造規模を考慮する必要がないと認められるため、法定製造数量の適用除外とされている。また、清酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、輸出するために清酒を製造しようとする場合についても、法定製造数量の適用除外とされている。

(2) 製造免許を受けることができない場合（法7②、令12の3）

酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量がその酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

なお、粉末酒に係る数量の計算は、その重量に0.73（1kg当たりのℓ数）を乗じて計算する方法により行う。

① 清酒	60kℓ	⑩ ブランデー	6kℓ
② 合成清酒	60kℓ	⑪ 原料用アルコール	6kℓ
③ 連続式蒸留焼酎	60kℓ	⑫ 発泡酒	6kℓ
④ 単式蒸留焼酎	10kℓ	⑬ その他の醸造酒	6kℓ
⑤ みりん	10kℓ	⑭ スピリッツ	6kℓ
⑥ ビール	60kℓ	⑮ リキュール	6kℓ
⑦ 果実酒	6kℓ	⑯ 粉末酒	6kℓ
⑧ 甘味果実酒	6kℓ	⑰ 雑酒	6kℓ
⑨ ウイスキー	6kℓ		

(3) 適用除外（法7③⑦、令12の2、12の4）

(2)の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- ① 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留焼酎又はみりんを製造しようとする場合。
- ② 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合。
- ③ 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合。
- ④ 試験のために酒類を製造しようとする場合。
- ⑤ 輸出するために清酒を製造しようとする場合。
- ⑥ 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が60kℓ以上であるとき。
- ⑦ 一の製造場において連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が60kℓ以上であるとき。
- ⑧ 清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール又はスピリッツの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、自己の製造したこれらの酒類を原料としてリキュールを製造しようとする場合。
- ⑨ 一の製造場において果実酒及び甘味果実酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6kℓ以上であるとき。

テーマ2 製造免許及び販売業免許

- ⑩ 一の製造場においてウイスキー及びブランデーを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6kℓ以上であるとき。
- ⑪ 一の製造場において原料用アルコール及びスピリッツを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6kℓ以上であるとき。
- ※ ①の規定、⑥の規定及び⑧の規定（清酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）は、⑤の規定の適用を受けて清酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

3. 製造免許の期限（法7④⑤）

重要度○

- (1) 酒類の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、その製造免許につき期限を付することができる。
- (2) (1)の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、その期限を延長することができる。

4. 製造免許の条件（法11）

重要度△

- (1) 税務署長は、酒類の製造免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量又は範囲につき条件を付することができる。
- (2) 税務署長は、(1)の条件を付した後において、その必要がなくなったときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

5. 製造免許の取消し（強制取消し）（法12）

重要度○

酒類製造者が次のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合。
- (2) 製造免許の欠格要件に規定する者に該当することになった場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合。
- (3) 3年以上引き続き酒類を製造しない場合。
- (4) 3年以上引き続き酒類の製造数量が法定製造数量に達しない場合。ただし、法定製造数量の適用除外の規定の適用を受ける場合を除く。
- (5) 命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合。
- (6) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定による命令に違反した場合。

税理士受験シリーズ

2027年度版 40 酒税法 理論マスター

発行日 2026 年 8 月 23 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12240P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。